

別に定める事項

関係条項	内容
第 3 条 (交付申請)	(添付書類) ・算定基礎資料（トラック） ・補助対象経費で実施する事業の概要 ・補助対象経費に充当された国庫補助金等の内容・金額がわかる書類 ・その他必要と認める書類
	(指定期日) 別途指定する日
第 7 条第 1 項 (変更交付申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助の増額を伴わない経費配分の変更
	(軽微な事業内容の変更) 補助額の増減を伴わない事業内容の変更
	(添付書類) 第 3 条に準じる
	(指定期日) 変更交付申請を行う事由が発生後、速やかに申請
第 9 条第 1 項 (遂行状況報告)	(報告事項等) —
第 11 条 (実績報告)	(添付書類) ・算定基礎資料（トラック） ・補助対象経費を支払ったことを証する領収書等の写し（支払いの日付、内容が確認できるもの） ・その他必要と認める書類 (注 1) 領収書等により補助対象経費に該当することを確認できない場合は、請求書等支払いの内容が確認できるものを併せて提出
	(指定期日) 補助事業完了の日から 30 日を経過した日または令和 8 年 3 月 10 日のいずれか早い日
第 19 条第 1 項 (財産の処分制限)	(処分制限時間) —